破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１７号
宮城県角田市岡字駅前北６番地４
債務者　熊谷　直也
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４１号
長野県諏訪市湖岸通り３丁目４番３号
債務者　伊藤　美鈴
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２７号
長野県飯田市鼎切石5118番地２
債務者　中山　玄雄
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３３号
長野県飯田市今宮町２丁目112番地７（県営住宅10号）
債務者　井上美奈子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１７０号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番６―204号
債務者　東野　幸弘
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７８号
奈良県香芝市下田東３丁目1252番地１　ハイカムール山口102号、前住所奈良県香芝市下田東３丁目1252番地１　ハイカムール山口202号
債務者　細川　麻衣（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
奈良県大和高田市大字築山759番地１　セイバリーブリーズ201号室、前住所奈良県大和高田市大字築山125番地１　ハイライフ若桜Ｂ101号
債務者　秋岡　昌宏（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
佐賀市六座町７番232号　県営六座町団地南棟
債務者　平川　康子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
大分市大字下郡710番地の１（カルム・コリーヌＡ201）
債務者　岡島　　亮
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５９号
宮崎県延岡市桜園町28番地１　東旭アパート132
債務者　岡田　千治
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２１０号
兵庫県伊丹市西野１丁目240番地１　シャルマンコーポ伊丹２―719号
債務者　眞榮田晴美
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
兵庫県伊丹市西野６丁目160番地　ソレイユ伊丹307号
債務者　谷本　由香
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目２番地の３　シャーメゾンガーデン東園田106号、前住所兵庫県尼崎市田能３丁目５番７―501号
債務者　三木かおり
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７７号
兵庫県西宮市津門川町12番13―207号
債務者　好本　雅彦
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４号
山口県下関市武久町１丁目69番28―402号　ヴィラージュ武久
債務者　長尾　洋文
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
佐賀市南佐賀１丁目４番26号　スリーゼ三楠Ａ101
債務者　新川　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
鹿児島県鹿屋市笠之原町40番36号
債務者　前田　義久
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係